「第12次新潟市交通安全計画」策定に向けた考え方について

1 現状・課題

(1) 交通事故発生状況など

<u>過去5年間の状況(R1~R6)</u>を見ると全国・県・市ともに<u>発生件数,死者数,負傷者数の</u>いずれも減少傾向にあるが、県・市の死者数は増加に転じる年もある。

新潟市における事故の特徴 ※R6 交通事故発生状況より

- ・交差点やその付近での事故が6割を占め、次いで単路(直線)での事故が多い
- ・<u>8時~10時</u>, <u>1</u>6時~20時に多くの事故が発生
- ・65歳以上の高齢者が被害にあう死亡事故が多い
- ・高齢運転者事故の発生件数は減少しているものの,全事故の約4割を占めている
- ・類型別では、車両対車両の事故が6割超を占めている
- ・自転車事故の発生件数は減少しているが、全事故に占める割合は横ばい
- ・政令市間で比較すると、人口1万人あたりの発生件数、負傷者数ともに最小
- 一方で、致死率 (死傷者数に占める死者数の割合) は2番目に高い

※参考-新潟県における交通安全関係調査結果(R6 警察庁・JAFによる合同調査)

・シートベルト着用率 一般道・運転席 99.6% (全国 7位, 全国平均99.2%)

一般道・後部座席 **58.5%**(**全国 3位**, 全国平均45.5%)

- ・チャイルドシート使用率 (6歳未満全体) **82.0% (全国19位**, 全国平均78.2%)
- ・信号機のない横断歩道における停車率 49.0% (全国29位, 全国平均53.0%)

近年の主な出来事				
R2. 7	危険運転致傷罪の罰則強化(妨害運転の創設等)			
R3. 2	時速 194 キロ死亡事故(大分県大分市)→危険運転致傷罪の適用要件見直し			
R3. 6	児童5人死傷事故(千葉県八街市)			
	→通学路における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶にかかる緊急対策			
R4. 5	4.5 高齢運転者対策の充実強化(道交法改正)			
R5. 4	4 自転車乗車用ヘルメット着用義務化(道交法改正)			
R6. 11	6.11 自転車運転中の罰則整備(道交法改正)			

(2)計画の位置づけ

①交通安全対策基本法 (S45 公布・施行, 最終改正 R5.6)

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画の策定や施策の基本について規定。

(市町村交通安全計画等)

※一部抜粋

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、<u>市町村交通安全計画を</u>作成することができる。

- 2 (略)
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 市町村の区域における**陸上交通の安全**に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

資料6

②新潟市交通安全対策会議条例(S46.3公布・施行, 最終改正 H26.4)

交通安全対策会議の設置と、その所掌事務等について規定。

(所掌事務) ※一部抜粋

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)新潟市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(3) 計画の策定状況

交通安全の確保は、安心で安全な社会の実現を図っていくために、非常に重要な要素である ことから、市では昭和46年以降、11次にわたり交通安全計画を策定。

現行計画「第11次新潟市交通安全計画(令和3~7年度)」				
重点課題	重点課題 ・ 高齢者の交通事故防止			
	・歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進			
	・シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底			
	・飲酒運転の根絶			
分野別の施策	・道路交通環境の整備			
	・交通安全思想の普及徹底			
	・救助・救急活動の充実			
	・交通事故被害者対策の推進			
目標	令和7年までに年間の交通事故死者数を <u>12人以下</u> にする			
	※計画期間の実績は「令和6年新潟市交通事故概況」を参照			

※施策の実施状況は、「令和6年度新潟市交通安全実施実績」を参照。

2 対応方針

令和7年度末までに「第12次新潟市交通安全計画(令和8~12年度)」を策定する

国、県の第12次計画策定にあわせて、市においても5か年の計画を策定。

(1) 計画策定の目的

交通安全対策をさらに推進するためには、交通環境の変化や道路の状況などに迅速かつ適切に 対応し、より実効性のある対策を計画的、重点的に実施していく必要があることから、市をはじ め関係機関・団体と市民が一体となって、誰もが安心・安全に暮らせる新潟市をめざす。

(2) 計画に盛り込む施策

第11次計画における施策を基に、以下の事項に留意して検討する。

- ・地域における交通環境及び交通事故の状況に応じた施策
- ・地域の気象条件、人口密度、産業構造の特性に応じた施策
- ・高齢ドライバーによる交通事故防止施策
- ・歩行者及び自転車(特に高齢者)の被害事故防止施策など

年	月	(参考)国	市	委員	
R7	3	第1回専門委員会議			
	4		委員就任依頼	就任承諾	
	5	5/19 第2回専門委員会議 主な議論事項試案			
	6	骨子案作成			
	7	中旬 第3回専門委員会議 計画骨子案	【7/8】第1回会議(R7実施計画、意見交換)		
	8	計画中間案作成			
	9	下旬 第4回専門委員会議 計画中間案	素案作成		
	10	1.55	国中間案を受けた計画修正、委員に照会		
	11	中間案についての公聴会、 パブリックコメント、内閣府会議	【11/13】第2回会議(中間案、パブリックコメント)		
	12		市民厚生常任委員会説明		
R8	1	下旬 第5回専門委員会議 パブリックコメント結果、基本計画案	パブリックコメント		
	2		第11次計画の検証		
		_ _ _	最終修正		
	3	中央交通安全対策会議 計画の決定	【3/25】第3回会議 計画決定		
	4	新計画(第12次計画)開始			

[※] 会議の開催日程は国の基本計画策定の進捗状況により、変更になる場合があります。